租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「配当所得の金額に」を「利子所得の金額又は配当所得の金額に」に改め、同項の表第百十一条第四項の項中「係る配当所得」を「係る利子所得の金額又は配当所得」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同表第百二十条第一項の項中「配当所得の金額（」を「利子所得の金額又は配当所得の金額（」に、「配当所得の金額」を「配当所得等の金額」に、「、申告不要第三国団体配当等に係る配当所得」を「、申告不要第三国団体配当等に係る配当所得等」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同表第百二十一条第一項及び第三項の項中「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同表第百二十三条第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ⑵並びに第二百三十二条の項中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同表第百二十一条第一項及び第三項の項中「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同表第百二十三条第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ⑵並びに第二百三十二条の項中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同表第百二十四条第一項第二号、第二百五条第一項及び第二項第二号ロ、第二百十九条第二項第二号並びに第二百二十二条第二項及び第三項の項及び第二百五十八条第一項第二号の項中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同表第二百五十八条第一項第四号の項中「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同表第二百五十八条第三項第一号及び第二号の項中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同表第二百六十一条第一号の項中「係る配当所得」を「係る配当所得等」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同表第二百六十六条第一項第二号及び第二項第二号の項及び第二百六十六条第三項第二号及び第三号の項中「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第九項中「に係る」の下に「利子所得の金額又は」を加える。

第二条の三第七項の表第百十一条第四項の項中「係る配当所得」を「係る利子所得の金額又は配当所得」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同表第百二十条第一項の項中「配当所得の金額（」を「利子所得の金額又は配当所得の金額（」に、「配当所得の金額」を「配当所得等の金額」に、「、申告不要特定配当等に係る配当所得」を「、申告不要特定配当等に係る配当所得等」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同表第百二十一条第一項及び第三項の項中「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同表第百二十三条第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ⑵並びに第二百三十二条の項中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第八項の表第十一条第二項の項中「配当所得の金額（」を「利子所得の金額又は配当所得の金額（」に、「配当所得の金額」を「配当所得等の金額」に改め、同表第十一条の二第二項、第十七条第五号、第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条第一項及び第二項第二号ロ、第二百十九条第二項第二号並びに第二百二十二条第二項及び第三項の項及び第二百五十八条第一項第二号の項中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同表第二百五十八条第一項第四号の項中「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同表第二百五十八条第三項第一号及び第二号の項中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同表第二百六十一条第一号の項中「係る配当所得」を「係る配当所得等」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同表第二百六十六条第一項第二号及び第二項第二号の項及び第二百六十六条第三項第二号及び第三号の項中「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第九項中「に係る」の下に「利子所得の金額又は」を加える。

第三条第五項中「租税特別措置法第四十一条の十二第九項」を「租税特別措置法施行令第二十六条の十一第三項」に改める。

第七条第一項中「第十一条」を「第四条、第十一条」に改め、同項の表国税通則法施行令の項中「提供をいう」を「提供をいい、同条第一項に規定する共助対象外国租税の滞納処分費の納付を含む」に、「共助対象外国租税をいう」を「共助対象外国租税をいい、その滞納処分費を含む」に、「第十一条第十一項各号」を「第十一条第十一項」に、「いずれかに該当する事実が生じた」を「規定により共助の終了の決定がされ、かつ、共助対象外国租税の滞納処分費の全額が消滅した」に改め、同表国税徴収法施行令の項中「共助対象外国租税をいう」を「共助対象外国租税をいい、その滞納処分費を含む」に、「提供すべき」を「提供（共助対象外国租税の滞納処分費の納付を含む。以下同じ。）をすべき」に、「提供する」を「提供をする」に改め、同条第三項中「の名称」を「（その滞納処分費を含む。）の名称」に、「同項に規定する」を「当該」に改める。

本則に次の一条を加える。

（国税の徴収の共助に係る地方税法施行令の適用に関する特例）

第八条　法第十一条の二第六項の規定の適用がある場合においては、地方税法施行令第三十五条の十二第一項及び附則第六条の六第一項の規定は、適用しない。

附　則

この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定及び本則に一条を加える改正規定は、平成二十五年七月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十九号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、同条に次の二項を加える。

2　法第三条第一項第二号に規定する政令で定める取得勧誘は、同号の受益権の募集が国内において行われる場合にあつては、当該募集に係る金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する取得勧誘（以下この項において「取得勧誘」という。）が同条第三項第一号に掲げる場合に該当し、かつ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款にその取得勧誘が金融商品取引法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当するものである旨の記載がなされて行われるものとし、当該受益権の募集が国外において行われる場合にあつては、当該募集に係る取得勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当するものであり、かつ、同条第十項に規定する目論見書その他これに類する書類にその取得勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当するものである旨の記載がなされて行われるものとする。